

副議長(松尾敬一君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。41番山本誠一議員。

〔山本誠一君登壇〕

41番(山本誠一君) 日本共産党の山本誠一でございます。

質問通告に基づいて、入札妨害事件、市町村合併、福祉医療、国保問題について質問しますので、市長並びに担当部長の誠意ある答弁を求めます。

最初に、入札妨害事件について。

日本共産党長崎南部地区委員会で今取り組んでいます長崎市民アンケートへの回答が、あつという間に約1,000通に達しています。入札妨害事件に対する市民の怒りの声を紹介します。

「長崎市の不正、大変がっかりです。これは市長を初め責任を取るべきです」30歳男性、「政治家は信用できない。議員一人ひとりももう少し市、県、国のことを考えてほしい」70歳女性、「ゼネコンを助ける公共事業は見直し、企業献金をやめるべき。不正は徹底解明し公表せよ」80歳男性、「不正についてはトカゲのしっぽ切りではなく、徹底した原因を調査すべきだ」50歳男性、「市長を初め団体献金を受けていながらお金を返せばいいと思っているようですが、一市民が何かしたらそれで済むのでしょうか。そんな考えだから、いつまでもよい世の中にはならないと思います」70歳女性、「市の相次ぐ事件について、特に建設業に携わる議員は辞職するか、もしくは官公庁の指名願を辞退すべきだ。議員はもっとまじめにやれ。裏面の問題のある工事を徹底調査せよ」60歳男性、などなど市民の怒りは後を絶ちません。

そして、「市の公共事業をめぐる相次ぐ不正についてどう思いますか」との問いに対しては、「真相の徹底解明」65.9%、「企業・団体献金を禁止すべき」61.9%、「入札制度の改善」52.2%と答えられています。

今、多くの市民の疑問は、深刻な不況のもとで、どの業者も仕事がなく困っているときに、市の発注工事に全責任を持っている建設管理部長が議員

に次々と最低制限価格を漏らす、こんな信じられないことがどうしてまかり通っているのか、市長や助役の監督責任はどうなっているのかということです。

入札妨害事件は、全国各地でも起こっていますが、一人の部長が5人もの議員に最低制限価格を漏らしていたという事件は、全国でも異例のことです。しかし、昨日までの市長や助役の答弁を聞く限りにおいては、みずからの責任の重大さを受けとめているとは言いがたい状況だと言わざるを得ません。

そこで、市長に質問いたします。

入札妨害事件が発生した根本的な要因はどこにあったのか、行政のチェック機能は、どうして麻痺状態に陥ってしまったのか、行政内部の自己分析も含めて明らかにしていただきたいと思います。

2番目に、市町村合併について。

去る11月27日に開かれた全国町村大会では、2005年3月を期限に市町村合併を押しつける小泉内閣の方針に対し強い危機感が表明され、強制合併反対、小規模市町村の権限・縮小絶対反対などの「緊急重点決議」が採択されました。この中で、全国町村会の山本文男会長は、「町村自治は存亡の危機にある」と指摘し、特に1万人未満など一定の人口規模に満たない小規模市町村の権限を縮小しようとする政府・自民党の検討案に対し、「横暴きわまりない」と強く批判しています。政府の合併押しつけと財政の締めつけを車の両輪として小規模町村を切り捨てていくことに対し、保守の自治体も含めて反発が広がっています。

こうした中で、長崎市と周辺5町で構成する法定合併協議会への参加を保留していた三和町では、長崎市との合併について、「望まない」44.3%、「望む」43.3%との町民の意向調査の結果が明らかにされています。ところが、三和町の町議会は、長崎地域合併協議会への参加を多数決で決めたと報じられています。これが住民の意思を尊重した合併論議と言えるでしょうか。

一方、長崎市民も同じような状況に置かれているのではないのでしょうか。

先ほど紹介いたしました日本共産党長崎南部地区委員会が実施している長崎市民アンケートでは、「長崎市と周辺の町との合併をどう思われますか」との問いに、「合併賛成」21.3%、「合併反対」と

「合併を急ぐべきではない」を合わせると36.9%となっています。ところが、一番多いのは「よくわからない」37.8%です。

市町村合併は、住民の暮らしと地域がどうなるのかという問題です。住民にとっては、孫子の代までかかわる大事な問題です。憲法の地方自治の原則からいって、合併の是非は、住民の自主的、民主的な判断に委ねるべき問題です。

長崎市は、住民にわかりやすい判断材料を提供し、十分に討議できる時間と場を確保する義務があります。情報公開と住民参加こそ、合併問題の前提条件です。そのためには、無理な合併スケジュールは見直すことです。合併は避けて通れないとして、合併に向けた協議を進めておられる伊藤市長に、次の2点について質問いたします。

1点目は、合併した場合、しない場合の地方交付税の試算を明らかにしていただきたい。

2点目は、合併特例債によるまちづくり事業と20年間の財政見通しを明らかにしていただきたい。

3番目の質問は、医療保険制度について。

不況、倒産、リストラ、多重債務、自殺など、市民の暮らしと健康は、かつてない深刻な事態に直面しています。ところが、政府は、この10月から高齢者の医療費の大幅負担増を強行しました。

去る11月13日と14日の2日間、長崎県社会保障推進協議会が実施した「医療費110番」にも多くの高齢者から、「これまで2,000円だった医療費が5,890円に上がった」「3,400円が1万200円になった」「3,400円が1万4,500円に5倍も上がった、これでは生活できない」など切実な訴えが寄せられています。

こうした中で、身体障害者手帳3級、療育手帳B1を持っている人が老人保健の対象になると障害者医療費助成制度の対象から除外されることが問題になり、改善を求める声が出されています。

長崎市は、身体障害者手帳の3級や療育手帳B1を持っている人が老人保健の対象になった場合、大村市や松浦市、香焼町などと同じように障害者医療費助成制度を適用すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

10月1日からの老人医療費の自己負担引き上げによって、在宅酸素療法の患者さんの負担が、月1回の診察で850円だったものが10倍近い負担増になっています。在宅酸素療法の患者さんは、医

療費のほかに毎月3,000円から5,000円の電気代の負担があります。

先日、長崎県社会保障推進協議会の学習会に参加したところ、市内の開業医の先生から、病院代が払えなくなったので、酸素療法をやめるとい患者さんが出ていることを聞き、驚きました。肺の機能が低下し、酸素療法でようやく生命が支えられている患者さんにとって、今回の老人医療改悪はまさに死活問題です。

鹿児島市などでは、在宅酸素療法の患者さんの負担を軽減するために、独自の施策として電気代などを補助しているところもあります。在宅酸素療法の患者さんの負担を軽減するために、本市独自の施策を実施すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

最後に、国保税の負担軽減について。

市内で国保税を納められない世帯が年々増加し、現在、1万5,000世帯にも及んでいます。これは国保世帯の18%を占めています。保険証を取り上げられ資格証明書を交付された世帯が昨年の263世帯から2倍以上の609世帯に、短期保険証交付世帯は7,000世帯にも及んでいます。保険証を取り上げられ資格証明書を交付されると、病院の窓口で医療費を全額払わなければなりません。短期保険証は、有効期限が2カ月間に限定されています。短期保険証は、収納率アップのための制裁措置となっています。制裁措置は、社会保障制度と相入れないものであります。直ちに中止すべきです。

日本共産党は、国会でも国保制度の改悪に反対し、国保を国民の医療を守る制度にするよう主張し、保険証取り上げはすべきでないと要求してきました。井上美代参議院議員は、99年3月の参院国民福祉委員会でこの問題を追及しました。厚生省は、保険証取り上げについて、支払い能力があるにもかかわらず滞納し、相談にも応じない悪質滞納者が対象で保険証を取り上げるものではないと答弁しました。

また、ことし3月の参院厚生労働委員会では、小池 晃議員の質問に、坂口 力厚生労働大臣は、保険証を取り上げるかどうかは自治体の判断であると述べています。

今、国保制度と国民医療を守る上からも抜本的改善が求められています。あわせて、保険者であ

る自治体も住民の実態と要求に応え、一般財政からの支出を増額するなど、自治体としての責務を果たすことが一層重要になっています。

そこで、市長に質問します。

1点目は、不況で苦しむ市民の生活実態に即して、基金の取り崩しや一般会計からの財政支出などで国保税の負担を軽減すべきと考えますが、ご見解を明らかにしていただきたい。

2点目に、国保税の減免制度を拡充し、滞納世帯に対する資格証明書や短期保険証の発行は中止すべきだと考えますが、ご見解を明らかにしていただきたい。

以上で壇上からの質問を終わります。

=（降壇）=

副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 皆さん、おはようございます。

山本誠一議員のご質問にお答えをいたします。

まず、入札妨害事件の点につきまして、公共事業の発注における入札契約制度のあり方につきましては、これまでもさまざまな改善を行いまして、透明性あるいは公正性の確保に取り組んできたところであります。

具体的にでございますが、一つ、平成9年度からは公募型指名競争入札の試行、平成10年度からの予定価格の事後公表の試行を、また、平成12年度には事前公表に変更、平成13年度からは、4月に施行された入札契約適正化法に基づき郵便入札の試行、最低制限価格率の入札参加者によるくじ方式の試行、今年度は、そのくじ方式からパソコンでの決定へ変更するとともに、入札監視委員会の設置、制限付一般競争入札の試行など、新たな取り組みを実施してきたところであります。

さらに、今回の事件を受けまして、11月1日に発表しました不正入札再発防止対策の概要の項目の一つであります入札制度等の抜本の見直しの中で準備が整いました各部局における第2指名委員会での指名方法の統一、最低制限価格の制限率の幅の拡大、最低制限価格の決定を入札参加者によるくじ方式への変更、指名業者名の事後公表化の4項目に加えまして、そのほかに、予定価格作成時における端数調整の廃止、第2指名委員会（7,000万円未満）における指名選定を審査してい

る工事件への契約課職員の立ち会い、建設工事に係るコンサルタント業務委託の予定価格の事前公表の3項目を含めた7項目を11月25日の指名通知分から実施したものであります。

また、平成15年度当初から実施予定であります業者指名担当部局の一元化、次に、平成15年度以降に予定しております指名競争入札から制限付一般競争入札への移行、郵便入札の拡大及び電子入札への移行、入札状況及び業者等の的確な情報把握につきましても、現在、実施に向けて検討を進めているところであります。

また、2つ目の入札制度等のチェック機能につきましては、今年度から入札及び契約の手続きにおける公平性の確保と透明性の向上を図るために、学識経験者を初めとするそれぞれの専門分野からなります第三者の意見を適切に反映する方策といったしまして、入札監視委員会の設置をしたところであります。

本委員会は、入札契約適正化法に基づき、会議開催の前、3カ月間に発注した入札方式別発注工事一覧表から無作為に抽出した建設工事に対し、競争入札参加資格の設定の理由等についての審議あるいはご意見をいただいていたところでありますが、今後は、これまで以上に入札契約制度の全般的なチェック機能を備えた監視委員会へと内容を見直し、体制の強化を図りたいと考えているところであります。

なお、今後とも、不正入札防止策につきましては、早期策定に取り組むとともに、公共工事の信頼回復に全力を傾けてまいり所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、市町村合併についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、第1点目の合併した場合、しない場合の地方交付税の試算の公表についてであります。

地方交付税につきましては、ご承知のとおり、長引く景気低迷の影響などから、地方交付税の原資となる所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入が伸び悩み、近年は、必要な交付税総額を国の一般会計からの繰り入れや交付税特別会計及び地方の借り入れにより辛うじて確保している状況であります。そのため、国におきましては、来年度の地方財政計画策定に当たりましては、国の公共事業や国家公務員定員の削減に合わせ、地

方単独事業は来年度からの4年間で毎年5%ずつカットし、合計で3兆円程度の縮減、教員などを除く地方一般職員の定員を毎年1%ずつ減らし、4年間で4万人以上の縮減を達成するという方針を示しており、来年度の地方交付税にかなりの影響があるものと考えているところであります。

さらに、財務省の諮問機関であります財政制度等審議会におきましては、2003年度予算編成に関する建議をまとめ、その中で、地方交付税制度につきましては、全国で一定の行政サービスを提供するための財源保障機能の廃止を求めているほか、交付税の算定方法につきましても、事業費補正や段階補正などの見直しを引き続き行うように求めています。

このような厳しい状況の中、来年度以降の地方交付税制度がどのようになるかは非常に不透明な状況でありまして、また、地方交付税の事業費算入の見込みが来年策定予定の市町村建設計画に大きく左右されることなどから、現時点におきましては、合併した場合、合併しなかった場合の地方交付税を試算することは、まことに申しわけございませんが、非常に難しい状況にあることは、ご推察いただければと思います。

しかしながら、長崎地域合併協議会におきましては、合併施行日を平成17年1月4日と定め、現在、その日に向けて1市5町が一丸となって取り組んでいるところであり、来年には、市町村建設計画とあわせて財政計画を策定する必要があることから、その折には、合併した場合、あるいは合併しなかった場合の地方交付税の試算も含めて、山本議員ご指摘のように、皆様方にお示しすることができるのではないかとこのように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、各地方公共団体が地方交付税制度の見直しの影響を大きく受けることが想定される中で、合併した場合は、合併後においても、それぞれの市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される地方交付税をもとに交付額が算定される、いわゆる合併算定替えの特例措置が通算で15年間認められるとともに、普通交付税及び特別交付税での包括的財政支援が得られるなど、合併後の新しいまちづくりに向けて、地方交付税での相応の支援が期待できるものというふうに考えているところでございます。

次に、市町村合併の2点目であります合併特例債によるまちづくり事業と20年後の財政推計についてお答えをいたしたいと思います。

合併協議会においては、関係市町村の基本構想を踏まえながら、合併後の自治体のマスタープランともいべき市町村建設計画を策定していくことになるわけでありまして、この計画に基づいて行う一定の事業に要する経費につきましては、合併特例債をもってその財源とすることができることとなっているところであります。この市町村建設計画は、関係する自治体の総合計画等をすべて網羅的に盛り込むということではなく、合併後に一体となった自治体としてのまちづくりビジョンとして、しかも、合理的で健全な財政計画に裏づけられた計画としてつくり上げていくことが大切ではなからうかと思えます。

長崎地域合併協議会におきましては、既に計画の原案策定方針を定めておりまして、一つ、地域のまちづくりに関する事業の選定に当たっては、緊急度、重要度、優先度などを十分に検証するものとし、編入される町の事業に配慮し選定するものとする。一つ、地方交付税、国庫補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらずに、合理的で健全な財政運営に裏づけられた計画とすること。一つ、単にハード面を整備するものだけでなく、ソフト面にも配慮するものとする。一つ、計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を担うものとし、あわせて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。一つ、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性あるいは地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次整備するものとするなどを計画原案策定の指針として定め、計画の期間といたしましては、合併後おおむね10カ年とすることとしているところであります。

また、この市町村建設計画は、住民への影響が大きな問題でありますので、この問題を協議していく過程では、関係自治体の住民の皆様方のご意見を伺いながら、当然進めることとなるわけでありまして、

具体的に申し上げますと、関係自治体の住民で構成いたします市町村建設計画検討懇話会を設けて、市町村建設計画の策定等に関し必要な調査検

討を行うこととしておりまして、先般の法定協議会におきましてご審議いただきました結果、委員の数は、各自治体3名ずつ、うち少なくとも1名は女性とすることで、合併協議会におきましても了承をいただいたところでございます。来年早々にはこの懇話会を立ち上げ、計画の検討作業に入ることとしており、現在、各自治体において委員の人選を進めていただいているところであります。

計画策定のスケジュールといたしましては、市町村建設計画検討懇話会の意見を踏まえた原案を合併協議会にお示しをし、平成15年中には、長崎地域における市町村建設計画をつくり上げていくこととしていただいております。

このように、現時点におきましては、具体的な策定作業の緒についたばかりでありますので、事業の内容あるいは財政推計につきましては、残念ながらお示しすることはできないわけですが、いずれにいたしましても、市町村合併は、住民への影響が大きな問題でありますので、合併協議会の協議内容とあわせて市町村建設計画の検討経過についても協議会のホームページや広報紙などで随時住民の皆様方にお伝えするなど、今後とも十分な情報提供に努めてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。＝（降壇）＝

福祉保健部長（高谷洋一君） 次に、医療保険制度についてお答えいたします。

まず、老人保健対象者の福祉医療制度の適用ですが、福祉医療制度につきましては、従来は老人保健法を準用して、障害者等の自己負担額が高齢者と同等となるように定められ、福祉医療費の助成対象の障害者等が老人保健法の適用を受けるようになっても、自己負担額に増減はありませんでした。しかしながら、平成14年10月から、福祉医療費につきましては、自己負担額の上限を3,200円から1,600円に軽減したことに対しまして、一方で老人保健法におきましては、外来の月額上限及び診療所の定額負担選択制が廃止され、医療費の患者負担割合が所得に応じて医療費の1割または2割負担といった完全定率負担が導入されるなど、事実上の高齢者の医療費の本人負担額が引き上げられる改正がなされ、福祉医療費の自己負担額と老人保健法による本人負担額に格差が生じ

てきております。

この結果、75歳以降も福祉医療費の対象である重度の身体障害者、知的障害者は、医療費の自己負担に増減はありませんが、身体障害者手帳3級及び療育手帳B1に該当する中度の障害者の方々は、福祉医療費の助成対象から老人保健の適用対象へと移行する75歳を迎えた時点で医療費の自己負担額が増加するという状況になっております。

このように、中度障害者の場合、高齢になるにしたがって医療費の自己負担額が増大するなど、本来の医療費の負担のあり方から考えれば、一見、逆転した不均衡な状況が生じております。こうした要因として、一つには、昭和49年の福祉医療費制度の開始当時、重度の身体障害者と知的障害者のみを対象にしていたところを、中度障害者に対象を拡大してきたという過去の経緯があり、次には、福祉医療費においては、自己負担額を引き下げ、できる限り障害者等の方々の負担の軽減を図ってきた一方で、老人保健法は改正され、医療費の自己負担が増大した老人医療費と福祉医療費の自己負担額の乖離という要因があります。

さらに、その背景には、従来は国が保険制度で賄ってきた医療費が、高齢社会を迎え医療費が増大する中で対応が難しくなったという大きな要因もあろうかと存じます。

中度の障害者の方々につきましても、重度障害者の方々と同様に、75歳以降も福祉医療費の対象とすれば、この問題は解消しますが、今後、委任払い等の福祉医療費の増大が見込まれる中での財政負担をどうするか、あるいは国と地方自治体におけるそれぞれの適切な医療費の負担のあり方などの検討が必要と考えております。

本市の福祉医療費制度は、長崎県福祉医療費補助金交付要綱に基づき、市町村と県が協力として運営しており、給付額や給付方法等は、県下8市6町の代表及び県職員等で構成される長崎県福祉医療制度検討協議会において検討しております。

本市といたしましては、中度障害者にとりまして、このような高齢になるにしたがって医療費の自己負担額が増加するという逆転した事態が発生しておりますことは十分認識しており、本市といたしましては、事態を把握した時点で、いち早くこの問題を県に提起し、これを受け、長崎県福祉医療制度検討協議会でも課題として取り上げられ

た経緯もあり、今後は、こうした検討の経過を見守りながら対応していきたいと考えております。

次に、在宅酸素療法を実施している障害者の方の負担軽減についてお答えいたします。

在宅酸素療法とは、生活に必要な酸素量を体内に十分取り込むことができない慢性呼吸不全の方などに酸素濃縮器を使用し、家庭において酸素投与を行う療法です。一般的には、在宅酸素療法を行う場合は、酸素濃縮器等が医療機関から貸し出され、機器の利用料金につきましては、保険適用医療の一部とされており、障害者の福祉医療の助成の対象ともなっております。しかしながら、機器が消費する電力使用料金につきましては、利用者本人の負担となっており、1時間当たり220ワット程度の電力を消費する酸素濃縮器を1日24時間稼働させると、月に3,000円程度の電気料金を負担する必要があります。

在宅酸素療法は、障害者のみならず、自宅で治療、療養中の方も利用しており、そのうちに障害者の方々がどれくらいの数を占めるのか、その実数は現在のところ把握できておりませんが、仮に電気利用料金を助成するとした場合、本市の3級以上の呼吸機能障害者数の385人をもとに、経済的負担の軽減という観点から市民税非課税者に対象を限定して、市民税非課税者の割合の0.59を乗じ、推計値を算出しますと約230人程度を在宅酸素療法を受けている障害者の人数として想定することができます。

肺気腫等の疾病による呼吸器機能障害がある方々がこの療法により医療施設から開放され、家庭で日常生活が可能となり、障害者の在宅における福祉を推進していくという障害者福祉の充実となる事業であります。しかしながら、他の内蔵障害の方々の在宅支援や通院等の負担軽減策との均衡もあり、さらに、財源の確保の問題や、一方では、最新の酸素濃縮器では消費電力が少ない省エネタイプも開発されるとも聞いております。

今後、鹿児島市等の先進都市の状況とともに、こうした障害者の在宅酸素療法の状況なども調べながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

市民生活部長（妹尾芳郎君） ご質問3項目目の医療保険制度についてのうち、3点目の国保税の負担軽減についてお答えいたします。

まず、国保税の引き下げについてであります。国民健康保険は、被保険者の相互扶助により成り立つ社会保険制度であり、その運営は、国などからの支出金と被保険者からの国保税収入でなされているところでございます。国保税の税率算定に当たりますと、税の算定基礎となる医療費、被保険者数、世帯数及び被保険者の所得の動向等を勘案し、歳出に見合った歳入が確保できるかを種々検討した上で慎重に税率を決定いたしております。

近年の経済状況の低迷により被保険者の所得が伸び悩む中、本市におきましては、医療分の税率につきましては、平成8年度より7年間据え置いております。また、平成14年度の国保税につきましては、生じてまいります財源不足額を国保財政調整基金を充てることにより、現行税率で据え置いていたところでございます。

国保財政調整基金の状況を見ますと、平成13年度末で約16億8,800万円になりますが、14年度当初予算において、基金からの取り崩しを約6億1,800万円計上しており、14年度末の保有見込み額は約10億7,000万円となっております。

基金につきましては、医療費が突発的に増大した場合や医療費の伸びと所得のバランスが大きく乖離し、大幅な税率改定を余儀なくされるなどの急激な変化が生じた場合に備えて積み立てているものでございます。国保加入者の高齢化や生活習慣病の増加等により、増大していく医療費及び長期にわたる経済の低迷により国保税収入の伸びが見込みがたいなどの諸要素を勘案いたしますと、今後、大幅な税率改定も想定されるところから、基金については、税率の引き下げに充てるのではなく、税率の引き上げを極力回避するための財源として確保し、弾力的に運用してまいりたいと考えております。

次に、減免制度の拡充についてでございますが、減免は、市長の行政処分として税を消滅させるもので、災害等の特別の理由により一時的に負担能力が低下した場合を想定しており、徴収猶予または分割納付等を行ってもなお納付が困難なものに対する救済措置であると考えております。

減免については、さまざまなケースが考えられますので、個々に具体的な理由をお聞きし、生活状況、資産状況等を十分調査した上で総合的に判断することといたしております。

減免は、個々の事情に即して判断すべきものであり、一定の所得以下とか、恒常的な低所得者に対して一律に減免を行うことは好ましくないとされており、また、国保におきましては、低所得者対策といたしまして、国において被保険者の所得総額に応じ、7割、5割、2割の税の減額措置が講じられているところでございます。

なお、減免制度の周知につきましては、国保制度の内容等をお知らせするために、毎年、広報ながさきに折り込んで配布いたしております「国保特集号」や納税通知書の中に明記し周知を図っており、また、国民健康保険課内でも常時、納税相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談をいただければと思っております。

以上でございます。

41番（山本誠一君） 再度、質問をしたいというふうに思います。

まず最初に、入札妨害事件に関してですが、けさ、議員控室にまいりましたら、女性の方から電話がありまして、昨日の犬束助役の答弁の状況を見ておつたと、非常に市として、これだけの重大な事件が起こっているのに、技術助役としての反省の色が全く見えなかったと、この問題は再度、きょうは追及してほしいと、こういう声が寄せられたところであります。

そういう点で、私は、一つは、これは同僚議員からも質問が寄せられて答弁もありましたが、最近、入札妨害事件にかかわった業者が指名停止の12カ月の処分を受けた。この問題について、その後の状況が判明した段階で、指名委員会で論議をした。しかし、各部長からの意見調整ができなかったと、そしてついに、この指名委員会の責任者である犬束助役の決断によって、12カ月の指名停止が9カ月になった。このようなことが報じられております。いわば、助役は、これだけ大きな権限を持っておられる方です。それなのに再三、昨日も中田 剛議員が指摘をしまいいりましたように、昨年の段階から同僚議員からも問題点が指摘をされてきた、そういう一連の問題の発端が明らかになった段階で、そういう指摘があったにもかかわらず、これに事実上、耳をかさなかったのではないか。その結果が今日の状況を生み出してきたということから、あの段階で、これは仮定の話ではございますが、あの段階できちんとした徹底した

対応を助役がしておつたならば、その後の事件は防止できたはずだということを考えますと、これは今日の事態の混乱を招いた最大の問題がここにもあるという点から、責任の重大さは一層大きいのではないかと。

その点で助役、もう一度この問題についてご見解を明らかにしていただきたいと思っております。

助役（犬束洋志君） 再質問にお答えをいたしたいと思っております。

昨日の答弁の中に反省の弁がなかったというご指摘でございますが、私自身は十分に反省をし、いろいろな対策を検討しているということを申し上げて、私自身の反省の弁といたした次第でございます。

それから、このような事件が起こってから、過去にさかのぼりまして、いろんな事案や情報が与えられたときに、その都度対応しておれば、今回の事件がこのようにならなかったのではないかとご指摘でございますが、昨日、議会が終わりまして、今回の事件の入札の経緯を時系列的に並べてみましたけれども、その中で、やはり情報がありました段階で入札制度検討委員会を開きまして、くじによる最低制限価格の決定であるとか、あるいは乱数表による最低制限価格の決定であるとかというようなことの対応は順次してまいった次第でございます。

なお、指名停止の軽減に関するお答えでございますが、この件に関しましては、指名停止処分を最初に行いましたときの今回の事件に関する処分というものの考え方と、実際に処分が出ましたときの判断の中に差が生じておりましたので、指名停止期間を決定する第1指名委員会を開きまして議論をいたしました結果、他都市の状況等も、事例の検証等も含めまして、私たちの議論も総合的に勘案いたしました結果、3カ月の短縮は妥当であるという結論を得ましたので、私自身の提案として、12カ月を9カ月処分に短縮をしたということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

41番（山本誠一君） これまでの答弁の繰り返しで、これはすれ違いの問題でありますし、この問題だけで残された時間を費やすわけにはいきません。今の答弁を市民の方々がどういうふうを受け

とめられたか、また、改めてこの問題については指摘をしていきたいというふうに思っております。

助役の問題というものを今、指摘したわけですが、市長、市長としての今回の問題での責任ということについては、これは全く市民には明らかにされていないというのも、非常に異例の事態ではないかというふうに思います。

私は、その点から、市長にいま一度お尋ねをしておきたいと思うんですが、これは同僚議員からも指摘がありました。市長に対する多額の企業献金というものが毎年出されてきておった。こういう状況の中で、企業との関係において、この癒着の構造というものが市長を先頭にしてあったのではないかと、そういう問題から一連の事件の発生にも大きくかかわってきたのではないかと、そういうふうにも思われるわけですが、現在、知事選挙での金子知事に対する献金の問題についても、政治資金として届けておっても違法だということが、長崎地検の捜査の対象になっておるわけですが、市長は、この事態に際して、みずからの企業献金の今日までのあり方の問題、その問題については、どういふふうにとめておられるか、あわせてお願いしたいと思います。

市長(伊藤一長君) 山本議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

よく企業献金とか団体献金とかという話が出ますけれども、山本議員もご承知のように、いわゆる首長といいますか、私どもは、政治資金規正法の法改正がありまして、平成12年から、実は個人献金に一元化されております。ご存じのように、同じ政治家でも、いわゆる政党に所属する政治家の方々は、今ご指摘のように、企業献金、団体献金というのは政党の支部をつくれればあり得るわけではありますけれども、私どもは、少なくとも平成11年までは、これはご指摘のようにございました。法的にも、それは可能だったわけです。しかし、平成12年度以降につきましては、個人献金一本でございますので、それは個人献金のときも、またそれ以前の団体・企業の献金につきましても、ちゃんと適正に処理をして法に沿った形で報告をしてくださいという形で事務方をお願いをして、適宜報告をさせていただいているということでございます。

ですから、今後、こういうふうな大事なお金で

ございますし、皆さん方から、長崎をしっかりとつてくれよという思いを込めたお金でございますので、これは今後とも、資金の管理とか運営とか、そういうものにつきましては、私どももちゃんとしなければいけない責任があるかなというふうに思っております。

一般的には、くどいようでございますが、よく誤解されがちなのは、同じ政治家であるんで、私どももよく市長会とか、いろんな会合でも話に出るんですけども、首長の置かれた立場と、議員さん方が置かれた立場、これは国政から市町村会議員まで含めてでしょうけれども、政党に所属されている方々とは、同じ政治家でもおのずと規正法の処理の仕方が全く違ってまいりますので、この点も含めてきちんとしていくということは大事なことでないかなというふうにとめておりますので、よろしく願いさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

41番(山本誠一君) 市長、確かに12年、この政治資金規正法の改正で、2000年の1月1日から政治家個人への企業・団体献金が禁止をされたということで、市長の長崎経営政策懇話会の政治資金の推移を見せていただきましたが、平成11年は企業・団体献金が3,433万円と、129の企業から献金があったと寄せられております。ところが、2000年になってくると、これが440万円にすとんと落ちてくる。ところが、一方、それまでは個人献金は余りなかったのが、この年から3,950万円の個人献金がぐーと膨らんでくるんです。これは市長、井原議員からも指摘がありました。各企業に対しては、この企業献金が禁止をされたので、これまでの企業名ではなくて個人名での献金をしてほしいと、そういう要請がされたということが指摘をされたわけですが、その結果、形は変わったけれども、中身は変わっていないのではないかと。この問題について、私は、改めて指摘をしておきたいというふうに思っております。

この点について、市長は、平成12年度から個人献金に変わった段階で、企業への要請は、どんな形でやられておるんですか。その内容についてです。これは市長自身が恐らく電話をかけたという話もお聞きしておりますけれども、そういう形で、先般は「回収マシン」という言葉も飛び出してま



いりましたが、そういう機構は一向に法が変わっても中身は変わっていないということが指摘をされたわけですが、この点について、実態はどうなっておるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。市長(伊藤一長君) お答えいたしたいと思ひます。

ちょっと通告の内容からずれてきているのではないかなと思ひますが、質問でございますので、お答えいたしたいと思ひます。

今、山本議員がおっしゃったように、企業・団体献金が禁止されて個人献金に移行した。そのときを前後しまして、私自身がいろんな電話をしたりお願いをしたりということはあっておりません。この点はひとつ誤解を解いておきたいと思ひます。ただ、関係者の皆さん方が、こういうふうな法が改正になったので、何とか伊藤さんの政治活動を支援してあげようではないかという形で、皆さん方が恐らく私は努力していただいていると、そういうふうな形で切り替えが行われているのではないかなと、切り替えといひますが、いわゆる個人献金へのお願いをされて、そして皆さん方がしていただいているのではないかなということだと私は理解をしております。

以上でございます。

41番(山本誠一君) 市長ですね、今の答弁では全く納得ができません。

ところで、私は、選挙管理委員会に報告をされた市長に対する企業献金の平成7年以降の状況についてパソコンで打ってもらって、本当に膨大な、200事業所の実態をつぶさに見たわけですが、この中で、一つ疑問点が起こってまいりました。これは同僚議員からも指摘をされたわけですが、長崎市の委託企業ですね、そういうところからは、この政治献金は受けてはいいけない、特定の寄附の禁止というのが、公職選挙法でうたわれておるわけですが、その点から、非常に私は疑問を持ったわけですが、

これは下水道部長にお尋ねをしますが、北部、西部小江原下水処理場の運転整備委託ですね、これはどこにいつから委託をされておるのか、ひとつお尋ねをしたいというふうにお思ひます。

下水道部長(佐藤澄博君) 山本議員の再質問にお答えいたします。

北部、西部小江原下水処理場でございますが、

平成10年の4月から平成14年の5月までの4力年間は協和機電工業株式会社が運転整備業務の委託をしております。

それから、平成14年6月から今年度の15年3月末まで株式会社協環が運転整備業務の委託をしております。

以上でございます。

副議長(松尾敬一君) 発言者をお願いいたします。

質問通告に沿った発言をしていただくように、よろしくお願ひいたします。

41番(山本誠一君) 私は、質問通告に基づいて、不正入札事件をめぐる一連の背景というのが、この説明をしていくというのが議会の役割でもあるというふうにお思ひますし、そういう点から、私は、特に市長や助役の政治責任は大きかったと、こういう、いわば長崎市で全国で起こっていないような重大事件が起こってきた、その背景には、私は行政のチェック機能が麻痺状態になってしまっておったのではないかという点から、それを麻痺させたものは何なのかという点から、この問題を指摘をしておりますので、ひとつよろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

今、下水道部長からは、協和機電工業に委託をしているということですが、これは市長、明らかに公職選挙法に抵触をするのではないのでしょうか。というのは、委託期間中を通じて、協和機電工業からは164万円に上る政治献金が市長に渡されておるわけですが、いわば、これは長崎市が数千万円の委託費を出して、それを請け負っている事業所から、この問題でいわば政治献金を受け取るということは、これは明らかに公職選挙法で禁止をされた特定の寄附の禁止、これに抵触するのではないかというふうにお思ひしておりますが、この問題について、ひとつ市長、もう一度明らかにしていただきたい。

今、選挙管理委員会事務局長もお見えになりましたので、あわせて公職選挙法に照らして、この問題をどういうふうにお判断すべきなのか、この点についても明らかにしていただければと思ひます。選挙管理委員会事務局長(中嶋隆範君) ただいまの協和機電工業からの寄附金のことでございますが、この寄附金につきましては、政治資金規正法に基づき適切に処理がなされ、その事務を取り

扱う県の選挙管理委員会において公表をされております。

このことが一方、公職選挙法の第199条第1項で規定されている特定の寄附の禁止の条文に違反するかどうかという問題でございますが、この点につきましては、公職選挙法の第199条第1項の規定が今の事例に当てはまるかどうかという判断につきましては、現在、検察当局が行っています捜査の中身、これ自体につきましては、具体的な199条第1項の、例えば選挙に関する寄附とはどのようなものか、こういう特定の問題とか、もろもろの解釈論争がございます。

したがいまして、これの解釈につきましては、その権限を持っている関係機関、そういうところからの判断を待たないことには、私ども長崎市の選挙管理委員会としては判断を言うことはできかねるというのが現状でございます。

以上でございます。

市長(伊藤一長君) 山本議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

相当前の話でありますし、年数的には相当経過した話でありますので、しかも、そのときそのときにきちんと法にのっとって届け出をした、処理をした手続き上の問題であります。

それと、私もまだ趣旨的にはそんなに詳しい方ではないんですけども、山本議員さんのご質問をお聞きして、ちょっと私自身感じましたのは、いわゆる企業・団体献金の禁止の問題と個人献金の問題と、そして特定の寄附行為の禁止の問題と、そういう形で、この数年間、政治資金規正法が相当変わっていますので、それをもう少しお互いに整理をしてからきちんとした方がいいのではないかなと、私自身は、そのときそのときに法にのっとった形で届け出を事務所の方でしていただいていると思っておりますし、法が相当目まぐるしくこの数年間変わっていますので、そのことの整理と、山本議員の質問との整合性というものをきちんとお互いにすべきではないかなというのが、現段階での私の答弁でございます。

以上でございます。

41番(山本誠一君) お互いに整理ではなくて、市長の方でひとつぜひ整理をしていただきたい。

選挙管理委員会事務局長は今、この捜査が進められておるとい状況の中で、こうした検察当局

の判断その他についても、十分この問題での調査の結果を待ちたいというような状況でございますので、この点については、やはり届けておっても違法だという、新たな地検のこういう状況に照らして、私は、この問題についても、ひとつぜひ説明をしていただきたいということを強く指摘しておきたいというふうに思います。

この問題で、私があえて市長のこうした問題にまで指摘をさせていただいたのは、今回の一連の事件に対する市長や助役の責任の問題、もちろん、議員がこの問題で襟を正すというのは大前提であります。私は、一人の建設管理部長が5人もの議員に次々と最低制限価格を漏らすと、前代未聞の不祥事です。全国にも例がないと言われるような状況の中で、長崎市の入札制度は、もう形骸化してしまっておったのではないかということで、善良な業者の方々が一生懸命見積もりをつくって入札をする一方で、こういう事態が起こっているということは断じて許すことはできないというふうに指摘をしておきたい。

そういう、いわばこれから再発防止の問題をいろいろ検討されますが、私は、今回の一連の問題に対する、議会は当然として、やはり市の最高指導監督責任を持っている市長の統括責任というのは、これは重大な問題だと、この問題について、みずからの責任の問題については何ら取ろうとされていないということについては、これは市民にとっても非常に異常な事態だというふうに、助役に対しては厳しい文書訓告なりをして、そして自主的に10分の1の減給という事態がっておりますが、市長は、この問題に何ら責任を取っていない。まさに、水質データ改ざんと同じです。そういう状況を指摘し、今後、この問題についての説明を全力を挙げて追及していく決意を申し上げまして、私の質問を終わります。

副議長(松尾敬一君) 次は、1番陣内八郎議員。

〔陣内八郎君登壇〕

1番(陣内八郎君) おはようございます。

新風21の陣内八郎でございます。

一般質問も終盤にかかり、大変皆さんお疲れのことだと思いますが、しばらく時間をいただき、拝聴していただきたいと思っております。

今、全国的にも非常に経済不況の中、そして景気の低迷、先行き雇用不安という中で、それぞれ